



平成28年

10月1日 同時施行!!

三芳町・富士見市・ふじみ野市



自転車の安全な利用の



促進に関する条例

自転車は、近年の健康志向やエコ意識の高まりから、手軽な乗り物として利用が急増しています。その一方で、自転車の危険走行や利用者の運転マナーの低下が社会問題化しています。

東入間地区でも、自転車が関係する交通事故が多発し、交通ルールの徹底が喫緊の課題となっています。そこで、生活圏域を共有する2市1町が連携して条例化を進め、広域で「自転車の安全利用」の取組みを促進することで、安全・安心なまちづくりを目指すこととなったものです。

この条例は、行政、住民（市民）、自転車利用者、事業者、関係団体等の責務や取組方針を定め、まちぐるみで自転車交通マナーの向上や利用環境の改善を図って、自転車事故を1件でも減らしていくことを目的としています。

自転車は
くるまのなかま
ですから。



条例の項目より



【住民（市民）の責務】

住民（市民）は、自転車の交通ルールやマナーを積極的に学び、進んで安全利用の取組みを行うとともに、行政や関係機関が行う施策・事業に協力します。

【行政（市・町）の責務】

行政は、住民（市民）、関係機関、事業者、関係団体等と連携・協力しながら、計画的かつ効果的に自転車の安全利用に関する施策・事業を実施します。

【自転車利用者の責務】

自転車利用者は、自転車もクルマの仲間であることを認識し、道路交通法など法令を守る責任があるとともに、利用上の安全対策について具体的に明記しています。

- ①自転車安全利用五則などの知識の習得
- ②定期的な点検・整備
- ③自転車損害保険への加入
- ④防犯登録ほか盗難防止対策
- ⑤歩行者等の通行への配慮



【自転車交通安全教育と保護者等の責務】

行政は、子ども、会社員、自営業者、主婦、高齢者など、それぞれの特性を考慮して、効果的に自転車安全利用教育を行います。

小中学校は、学齢に応じて自転車の交通ルール等の習得ができるよう、児童生徒に交通安全教育を行います。

幼児や児童・生徒の保護者は、自転車用のヘルメットをかぶせるなど、家庭における安全教育に努めます。高齢者が世帯にいる家族は、加齢による身体能力の低下等を考慮し、自転車利用上の安全対策をアドバイスします。



【自転車小売業者の責務】

自転車を販売する店舗は、自転車購入者に対して一定の責任があることから、販売時等には、自転車の安全利用上の説明や助言を行います。

- ①自転車の交通事故の防止に関する知識の習得
 - ②自転車の定期点検や整備
 - ③自転車損害賠償保険等への加入の必要性
- また、行政等が実施する関連事業に協力します。

【事業者の責務】

企業や事業所は、自転車の安全利用について、従業員に対する啓発・教育などに積極的に取り組むとともに、行政や警察署等が実施する自転車安全対策事業に協力します。

【道路環境の整備】

行政は、国・県等の関係機関と連携して、自転車や歩行者が安全に通行できる道路環境を目指し、道路や交通安全施設の整備に努めます。

【啓発・広報活動】

行政は、住民（市民）や自転車利用者の理解を深め、協力が得られるよう、自転車交通安全指導員ほか関係団体・機関の協力を得て、次のような啓発活動や広報を行います。

- ①自転車が関係する交通事故の発生状況の提供
- ②自転車用ヘルメットの着用促進
- ③自転車損害保険等への加入の奨励



【参考】自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
※歩道通行可の標識等がある区間、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者等を除く。
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ①飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ②夜間はライトを点灯
 - ③交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ④傘さし・携帯電話・イヤホン等の禁止
5. 子どもはヘルメットを着用



東入間地区交通安全対策協議会（富士見市・ふじみ野市・三芳町・東入間警察署）

※お問合せは、各市町の交通安全啓発担当課又は東入間警察署交通総務担当まで